

報告第 5 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成17年5月9日	97,650円		第12中学校校庭の防球ネットを越えてサッカーボール等が飛び出し、これが長期間に渡った結果、足立区■■■■■■■■■■の相手方駐車場の屋根（波板）を破損し、損害を与えた。
平成17年6月12日	168,000円		平成17年5月11日、足立区興野二丁目25番地12先のごみ集積所に侵入するため清掃車が後退していたところ、車両左側後部が相手方住居のブロック塀に接触して塀の一部を破損し、損害を与えた。